



全国からの報告を力に 組織拡大を頑張ろう 労職部会中間会議 60名参加

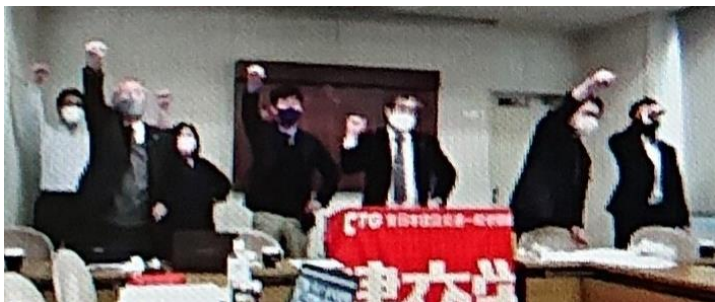
3月9日、全国労災職業病部会『中間会議』がZOOM併用で行われました。

会議は午前9時半に開始され、先ずはこの間に亡くなった組合員に対して黙祷をしました。開会の挨拶で大西哲史副部会長は、最初にロシアのウクライナ侵攻について、「武力で他国を侵略することは絶対に許されない」と述べ、安倍元首相が「核兵器をアメリカと共有する議論を」と言い出したことに対して「平和を守るために、憲法署名の取り組みや参議院選挙が大切」と強調しました。議長には熊本の高田正矢副部会長が選出されました。

石田直道部会長は、「2月1日にトンネルじん肺訴訟第7陣の提訴をコロナにより、今回はじめて原告が参加できない中で行われた」と述べ、「昨年7月から12月末までの拡大者数179人、死亡者数124名、組織現勢4549人」と報告。「昨年7月に第23回総会以降、部会方針に沿って各運動が全国で取り組まれた。半年間の総括をし、次期総会までの前進に繋げたい」と挨拶しました。

中央本部から角田季代子委員長が連帯の挨拶に駆けつけていただきました。

今回、講義1と2が用意され、1は佐藤陵一闘争本部長の『第7陣訴訟から新たな戦いへ』、2は水口洋介弁護団事務局長の『建設石綿給付金制度活用と今後の闘いへ』と題して話をされました。



昼食休憩の後は、福富保名事務局長から『中間報告・財政報告』があり、討論では全国から15人の発言がありました。ZOOM参加を含め全国から60名が参加しました。詳細は部会ニュース参照。

「二度と戦争はしません」を掲げる建交労 ロシアのウクライナ侵攻に抗議

ロシアのプーチン大統領は2月24日、ウクライナへの侵攻を開始しました。プーチン氏は「今のロシアは、世界で最も強力な核保有国の1つだ」「ロシアへの直接の攻撃は侵略者の壊滅と悲惨な結果につながる」と述べ、ロシアを批判する各国を威嚇しています。

ロシア軍のウクライナ侵攻という国際法を踏みにじる行為に対して、世界各国で抗議の行動が行われています。チェコのプラハには8万人が集まり、ドイツでは5都市で12万5000人が参加、侵攻に抗議する大規模なデモ行進が行われました。

日本国内においても、毎日のように全国各地で『戦争に反対』『ロシアはウクライナから撤退しろ!』などと抗議の声を上げています。

3月11日に開かれた国連安全保障理事会の緊急会議では、各国が『戦争犯罪』だと指摘しました。

しかし、ウクライナに侵攻したロシア軍は民間人がとどまる市街地への無差別攻撃を強めています。侵攻から20日目の3月15日、ロシア軍は首都キエフの市街地に激しい砲撃を行い、空爆も行いました。市民の犠牲は増え続ける一方です。

国連憲章は他国への侵略を禁止しています。さらにロシアは、国際法が禁止した民間人を標的とする攻撃をやめようとしません。原子力発電所の爆撃は人類の生存に対する脅威です。建交労は「二度と戦争はしません」と反戦を掲げてきました。愛知県本部前にも、抗議の看板を立てました。

この状況の中で、岸田首相は防衛体制の見直し強化と「改憲」を呼びかけたことは許せません。憲法9条は戦争を起ささないための平和外交を政府の責務とするものです。



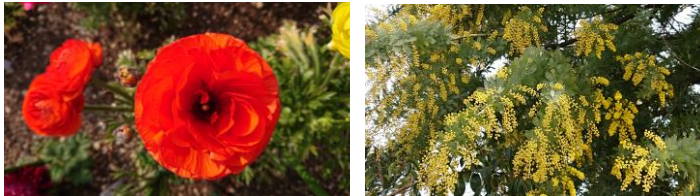
みんなのひろば

花がいっぱい！

❁カタクリの花が今満開！ 松原義弘
豊田市足助のカタクリの花を観に行ってきました。紫色の可憐な花が恥ずかしそうに、下向きに咲いていて、多くの（高齢者）人で賑わっていました。近くに延命地蔵と六地蔵がありました。



❁散歩して出会った花
ご近所の庭や畑の片隅に、また公園でも見事に咲いたたくさんの花たちに出会いました。ラナンキュラスとミモザです。



❁ゆすら梅 赤羽美津子



わが家の庭に片隅に、今年もゆすら梅の花が咲きはじめ、もうすぐ満開になります。

ご案内

※ 第1回分会会議 4月14日（木）13:00～
瀬戸文化センター 3階 32会議室

認定組合員数は2008年に後退

分会の認定組合員数は現在24人となりました。この数は、2008年11月の組合員数であり、大幅に後退しています。これは亡くなる人が多く、1か月に1名ずつ亡くなってきました。その上、最近では元同僚などを紹介できる人も少なくなり、また昨年の電話相談の方が、まだ申請できない状況です。キャラバンの全国一斉アスベスト電話相談では多くの相談が寄せられましたが、なかなか申請には繋がりません。

このままでは組合運営も大変な状況で、分会の消滅も時間の問題です。このような状況を組合員一人ひとりが真剣に捉え、人任せにせず昔の同僚や友人、兄弟など対象者はいないか考えてみてください。あれば分会事務所にご連絡いただければ詳しくお話いたします。

石綿建設被害者給付金の申請

2021年6月9日、『特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律』が成立し、2022年1月19日に完全施行されました。

そこで分会では、2月に建設アスベストの情報提供サービスに関する書類を対象者に、第1回目として7名分を労働者健康安全機構（機構）に郵送しました。全国から一斉に集まるわけですから、提出してどのくらいで返事が来るのかわかりませんが、機構から返事がきたら国へ給付金の請求書類を作成します。機構から返事があった方は分会事務所に連絡をください。

組合員数 ☆認定組合員数 **24** 人
☆組合員総数 **25** 人

4月の予定

- 7日 労働局要請内容検討会議
- 9日 県本部 第241回執行委員会
- 14日 分会第1回会議
- 20～21日 根絶訴訟東京地裁第1回弁論
- 29日 県本部 平和宣伝

